

第1 港則法の概要

1. 目的

港則法第1条(法律の目的)

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

港則法は、港内における船舶交通の安全と港内の整とんを図ることを目的として、昭和23年7月15日法律第174号として制定されました。

本法は、輻輳した港内交通に対処するため、海上衝突予防法の特別法として、入出港、停泊、航路、航法、危険物、水路の保全、灯火等、雑則及び罰則について規定しております。

2. 適用される港

港則法が適用される港は、同法第2条に基づく政令によって定められており(全国で500港)、そのうち、喫水の深い船舶が出入りできる港又は外国船舶が常時出入りする港を特定港(全国で87港)として定め、港長を置き、港則法における職権を行使しています。

福井県(敦賀海上保安部管内)では、特定港の『敦賀港』、『福井港』の2港と、特定港以外の「小浜港」、「和田港」、「内浦港」の3港が適用される港となっています。

本手引きでは、この5港を「特定港等」といいます。

3. 規制事項

港則法は、輻輳した港内交通に対処するため、「特定港等」において次のとおり規制を定めています。

なお、これらの規定には「特定港等」に適用される工事・作業許可等と特定港のみに適用される行事許可、危険物荷役許可、危険物荷役運搬許可があります。

【規制事項】

- ① 船舶の運航や係留等に関すること。
- ② 廃物の投棄や工事・作業等、船舶の航行に障害となるおそれのある行為に関すること。
- ③ 船舶の標識等に関すること。
- ④ 災害を防止するための火気の取扱い及び危険物荷役・運搬等に関すること。

4. 職権者

福井県(敦賀海上保安部管内)の「特定港等」における港則法の事務を処理する職権者としては、次のとおり、敦賀海上保安部長及び福井海上保安署長(以下「港長等」という)が任命されています。

【職権者】 『敦賀港』・・・・・・・・・・・・・・・・敦賀港長(敦賀海上保安部長) 『福井港』・・・・・・・・・・・・・・・・福井港長(福井海上保安署長) 「小浜港」、「和田港」、「内浦港」・・・・敦賀海上保安部長 ※なお、「小浜港」、「和田港」、「内浦港」については、職権を小浜海上保安署長に委任しています。
--

5. 港の区域

港名	港の区域(港域)
敦賀	松ヶ崎から明神崎まで引いた線及び陸岸により固まれた海面並びに筥ノ橋下流の旧筥ノ川水面
福井	三国防波堤南西方照射灯から6度1,130メートルの地点から、249度1,190メートルの地点まで引いた線、同地点から220度6,400メートルの地点まで引いた線、同地点から181度3,400メートルの地点まで引いた線、同地点から133度に引いた線及び陸岸により固まれた海面並びに九頭竜川 新保橋及び竹田川港橋各下流の河川水面
小浜	二児島崎から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により固まれた海面
和田	犬見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により固まれた海面並びに城山山頂から80度に引いた線及び陸岸により固まれた海面
内浦	葺ヶ崎北西端から240度500メートルの地点まで引いた線、同地点からダン鼻まで引いた線及び陸岸により固まれた海面

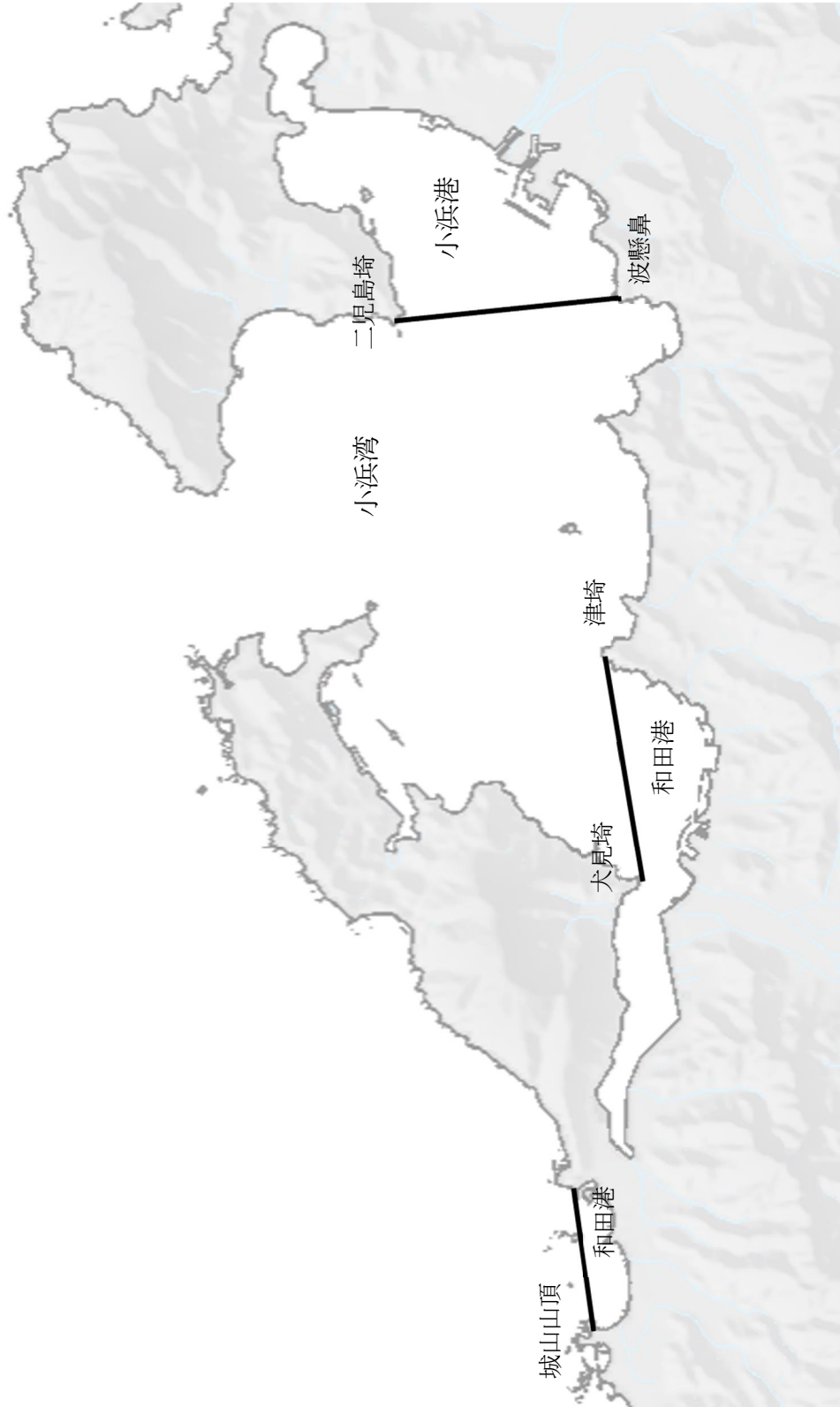
敦賀港 港域図



福井港 港域図



小浜港・和田港 港域図



内浦港 港域図

